

武蔵野市防災会議及び計画修正の検討体制について

1 武蔵野市防災会議

(1) 構成員

市長を会長とし、指定行政機関や指定公共機関の長を構成員とする会議体。

＜【参考資料 1】武蔵野市防災会議名簿＞

(2) 所掌事務

①武蔵野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推奨すること

②市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

③前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

④前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

＜【参考資料 2】武蔵野市防災会議条例、武蔵野市防災会議運営規程、災害対策基本法（抜粋）＞

2 市民からの意見・要望収集

自治基本条例の規定に基づき、計画修正原案に対しパブリックコメントの実施など、広く市民意見・要望を聴取する。そのほか、防災関係機関等、個別団体についてもできる限り意見聴取を行う。

3 武蔵野市地域防災計画策定庁内推進会議（庁内体制）

(1) 構成員

防災安全部を担当する副市長の職にあるものを議長とし、武蔵野市災害対策本部員を構成員とする会議体。

(2) 所掌事務

①地域防災計画策定の推進に関すること。

②地域防災計画に係る部課への連絡及び調整に関すること。

③前 2 号に掲げるもののほか、地域防災計画策定を推進するために市長が必要と認める事項

